様式

年次＿減額認定証＿表面

**令和６年８月１日からご使用いただく**

**「減額認定証」です。**

公印

NNNNNNNNNNN

保険

者印

N

保険者番号

並びに保険

者の名称及

び印

長期入院

該当年月日

N

N

N

N

N

N

N

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN



NN NN NN NNNNNN #

NNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNNNNNN

NNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

NNNNNNNNNNN

減額認定証および台紙ウラ面の注意事項

１~６も必ずご確認ください。

≪　注　意　事　項　≫

今回お届けした減額認定証は

８月１日からご使用ください。

　 今までお使いの減額認定証の有効期限は、

令和 6年7月31日となっており、8月1日

からは使えなくなります。

　有効期限の切れた減額認定証は、ハサミを

入れるなどして各自で処分してください。

ミシン目にそって、切りはなしてお使いください。

生年月日

住　所

被　保　険　者

発効期日

氏　名

被保険者番号

公印

交付年月日

有効期限

兵庫県後期高齢者医療広域連合

適用区分

NNNNNNNNNN

減額認定証の更新時期は毎年８月となります。

引き続いて該当する方で、マイナンバーカードの保険証利用登録をしていない方は、更新時期に資格確認書を送付します。保険証利用登録をしている方は、マイナンバーカードで確認できるため、原則送付しません。

なお、世帯状況の異動や所得の更正により適用区分の変更や、非該当となる場合がありますのでご了承ください。

この減額認定証は令和　6年NN月NN日現在の状況で作成しています。記載事項に変更等があった場合やご不明な点は下記までお問い合わせください。

**差出人・問い合わせ先**

郵便区内特別

**注　意　事　項**

１.　この証によって療養を受ける場合は、次のとおり一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額の減額が行われます。

　 ⑴療養を受ける際に支払う一部負担金の額は、医療機関等ごとに１箇月につき、別に定められた額を限度とします。

　 ⑵入院の際に食事療養を受ける場合に支払う食事療養標準負担額又は生活療養を受ける場合に支払う生活療養標準負担額は、別に厚生労働大臣が定める減額された額となります。

２.　療養を受けるときは、窓口でこの証を提示するか、マイナンバーカードを提示して電子資格確認を受けてください。

３.　被保険者の資格がなくなったとき、認定の条件に該当しなくなったときは、直ちにこの証を市町に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。なお、有効期限を経過したときは、各自で処分してください。

４.　この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、保険者（兵庫県後期高齢者医療広域連合）あての届書を、市町に提出してください。

５.　有効期限内でも、世帯状況の異動や所得の更正により、適用区分が随時変更されることがあります。その際には、新しい減額認定証を発行しますので、古い減額認定証は市町に返してください。

６.　不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。

備　考

様式

年次＿被保険者証＿裏面